

## 広島県公安委員会告示第6号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）第6条に定める技術上の規格に適合していると認めるので、規則第9条第1項の規定により告示する。

令和5年1月30日

広島県公安委員会

委員長 北 川 祐 治

検定番号	検定の有効期間	遊技機の種類	型式名	申請者名 (住所)	製造業者名 (住所)
2P1405	告示の日 (令和5年1月30日)から 3年間	ぱちんこ 遊技機	P天龍∞SEVEN B	マルホン工業株式会社 代表取締役 西出 晃央 (愛知県春日井市桃山町一丁目127番地)	左同
2P1422	同上	同上	P天龍∞SEVEN R1	同上	左同
210358	同上	同上	Pゴブリンスレイヤー JGZ	株式会社JFJ 代表取締役 松下 智人 (大阪府大阪市中央区内本町一丁目1番4号)	左同